

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p>川崎市私道共同排水設備敷設・<u>修繕</u>助成金交付取扱要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79条）第2条第8号に規定する処理区域（以下「処理区域」という。）、当該処理区域に隣接する区域及び公共下水道工事施行中であり、近く同法第9条第2項において準用する同条第1項の規定に基づく処理区域の公示が予定される区域（以下「処理予定区域」という。）において、既設の私道に共同排水設備を敷設する工事（以下「敷設工事」という。）又は既設の共同排水設備を修繕する工事（以下「修繕工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、水洗便所の普及促進を図り、生活環境の向上に寄与するとともに、所有者による共同排水設備の適正な維持管理を促進し、公共下水道の適正な保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 私道 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び同法施行前の道で道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路及び道をいう。</p> <p><u>(2) 共同排水設備 下水道法第10条第1項に規定する排水設備で、複数の宅地等からの下水を公共下水道に排除するためのものをいう。</u></p> <p><u>(3) 敷設 既設の私道に共同排水設備を設置する行為（敷設替えに伴うものを除く。）をいう。</u></p> <p><u>(4) 修繕 既設の私道に敷設されている共同排水設備の一部を修理し、機能を維持する行為をいう。</u></p> <p><u>(5) 工事施行者 私道に接する建築物の所有者又はその所有者の同意を得た使用者で当該私道において敷設工事又は修繕工事を行う者をいう。</u></p>	<p>川崎市私道共同排水設備敷設助成金交付取扱要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79条）第2条第8号の規定に基づく本市の処理区域（以下「処理区域」という。）、当該処理区域に隣接する区域及び公共下水道工事施行中の区域で近く処理区域の公示が予定される区域において既設の私道に共同排水設備を敷設するための工事（以下「共同排水設備工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付し、水洗便所の普及促進を図り、もって生活環境の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 私道 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び同法施行前の道で道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路及び道をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 工事施行者 私道に接する建築物の所有者又は所有者の同意を得た使用者で当該私道に共同排水設備工事を行う者をいう。</u></p>

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、下水道法において使用する用語の例による。</u></p> <p>(助成対象)</p> <p>第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、処理区域<u>又は処理予定区域</u>において次の各号に掲げる条件を備えている場合には、<u>敷設工事を行う工事施行者に対し</u>、助成金を交付する。</p> <p>(1) 当該私道の一端が公道に接続していること。</p> <p>(2) 当該私道の幅員が1メートル以上あり、かつ、支障なく<u>敷設工事を行うこと</u>ができるものであること。</p> <p>(3) <u>敷設工事の完了後（処理予定区域にあつては、処理区域の公示後）</u>、直ちにくみ取り便所が水洗便所に改造され、又は既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続されるものであること。</p> <p>(4) 当該私道の所有者その他権利者の共同排水設備の敷設についての承諾が得られているものであること。</p> <p>(5) 当該私道の共同排水設備に汚水を排除する建築物が2戸以上あること。</p> <p><u>2 管理者は、処理区域において次の各号に掲げる条件を備えている場合には、修繕工事を行う工事施行者に対し、助成金を交付する。</u></p> <p><u>(1) 当該私道の一端が公道に接続していること。</u></p> <p><u>(2) 当該私道の幅員が1メートル以上あり、かつ、支障なく修繕工事を行うことができるものであること。</u></p> <p><u>(3) 当該私道の所有者その他権利者の共同排水設備の修繕についての承諾が得られているものであること。</u></p> <p><u>(4) 当該私道の共同排水設備に汚水を排除する建築物が2戸以上あること。</u></p> <p><u>(5) 修繕工事の工事費の額が5万円以上であること。</u></p> <p><u>(6) 共同排水設備の敷設後10年を経過していること（敷設の時期が不明である</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(助成対象)</p> <p>第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、処理区域<u>内及び近く処理区域の公示が予定される区域</u>において、<u>次</u>の各号に掲げる条件を備えている場合に<u>工事施行者</u>に助成金を交付する。</p> <p>(1) 当該私道の一端が公道に接続していること。</p> <p>(2) 当該私道の幅員が1メートル以上あり、かつ、支障なく<u>共同排水設備工事</u>ができるものであること。</p> <p>(3) <u>共同排水設備工事</u>完了後、直ちに<u>（近く処理区域の公示が予定される区域にあつては公示された日以後）</u>くみ取り便所が水洗便所に改造され、又は既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続されるものであること。</p> <p>(4) 当該私道の所有者その他権利者の共同排水設備の敷設についての承諾が得られているものであること。</p> <p>(5) 当該私道の共同排水設備に汚水を排除する建築物が2戸以上あること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>場合にあつては、当該地域が処理区域として公示されてから11年を経過していること。</u></p> <p><u>(7) 過去に修繕(この要綱に基づく助成金の交付を受けて行ったものに限る。)を行った箇所については、修繕後10年を経過したものであること。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、処理区域に隣接する区域における私道について前2項の条件を備えているものにつき管理者が認めるときは、工事施行者に助成金を交付する。この場合において、前項第6号中「当該地域」とあるのは、「当該地域に隣接する地域」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、下水道法第9条第2項において準用する同条第1項の公示の日から3年を経過した後、第5条の規定による申請がなされるものについては敷設工事の助成対象としない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>5 敷設工事における助成金の交付の対象は、別表第1に掲げるとおりとし、修繕工事における助成金の交付の対象は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、舗装(道路の原形復旧として行うものを除く。)の工事は、除くものとする。</u> (助成金の額)</p> <p>第4条 <u>前条第1項に規定する</u>助成金の額は、別に定める川崎市排水設備技術基準及び川崎市私道共同排水設備敷設工事標準単価表に基づき算定された工事費の額と<u>敷設工事</u>に要した経費とを比較して、いずれか低い額に<u>10分の8</u>を乗じて得た額に相当する額<u>(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</u>とする。ただし、前条第4項ただし書の規定により、管理者が特別の理由があると認めた場合については別に定める。</p> <p><u>2 前条第2項に規定する助成金の額は、工事施行者が川崎市下水道条例(昭和36年川崎市条例第18号)第6条第1項に規定する川崎市排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)3社以上から徴取した見積額のうち、最も低い額に1</u></p>	<p>現行</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、処理区域に隣接する区域における私道について前項の条件を備えているものにつき管理者が認めるときは、工事施行者に助成金を交付する。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、下水道法第9条第2項において準用する同条第1項の公示の日から3年を経過した後第5条の規定による申請がなされるものについては助成対象としない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>4 助成金の交付の対象となる工事(以下「助成対象工事」という。)は、別表に掲げるとおりとし、舗装(助成対象工事に伴い道路の原形復旧として行うものを除く。)の工事は、除くものとする。</u> (助成金の額)</p> <p>第4条 助成金の額は、<u>助成対象工事について</u>、別に定める川崎市排水設備技術基準及び川崎市私道共同排水設備敷設工事標準単価表に基づき算定された工事費の額と<u>助成対象工事</u>に要した経費とを比較して、いずれか低い額に<u>5分の4</u>を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、前条第3項ただし書の規定により、管理者が特別の理由があると認めた場合については別に定める。</p> <p><u>(新設)</u></p>

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>0分の7を乗じて得た額に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とするものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第5条 工事施行者は、<u>第3条第1項に規定する</u>助成金の交付を受けようとするときは、<u>敷設</u>工事に着手する前に、私道共同排水設備敷設・<u>修繕</u>助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。</p> <p>(1) 私道共同排水設備敷設工事設計書（第2号様式）</p> <p>(2) 誓約書（第3号様式）</p> <p>(3) 委任状（第3号様式）</p> <p>(4) その他管理者が必要と認める書類</p> <p><u>2 工事施行者は、第3条第2項に規定する助成金の交付を受けようとするときは、原則として修繕工事に着手する前に、私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 指定工事店3社以上から徴取した見積書の写し</u></p> <p><u>(2) 誓約書</u></p> <p><u>(3) 委任状</u></p> <p><u>(4) その他管理者が必要と認める書類</u></p> <p><u>3 前項第1号の見積書は、私道共同排水設備修繕工事見積書（第4号様式）によるものとする。</u></p> <p>(助成金交付の可否の決定等)</p> <p>第6条 管理者は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。</p> <p>2 前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、私道共同排水設備</p>	<p><u>2 前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第5条 工事施行者は、助成金の交付を受けようとするときは、工事に着手する前に、私道共同排水設備敷設助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。</p> <p>(1) 私道共同排水設備敷設工事設計書（第2号様式）</p> <p>(2) 誓約書（第3号様式）</p> <p>(3) 委任状（第3号様式）</p> <p>(4) その他管理者が必要と認める書類</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(助成金交付の可否の決定等)</p> <p>第6条 管理者は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。</p> <p>2 前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、私道共同排水設備</p>

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p>敷設・<u>修繕</u>助成金交付決定通知書（<u>第5号様式</u>）により工事施行者に通知するものとする。</p> <p><u>3 第1項の規定により助成金を交付しないことを決定したときは、私道共同排水設備敷設・修繕助成金不交付決定通知書（第6号様式）により工事施行者に通知するものとする。</u></p> <p>（工事の<u>施工</u>）</p> <p>第7条 工事施行者は、<u>敷設工事又は修繕工事</u>を指定工事店に<u>施工</u>させるものとする。ただし、工事の規模により<u>指定工事店</u>が<u>施工</u>することが困難な場合には、川崎市競争入札参加者選定規程（昭和50年川崎市訓令第7号）第6条の規定により認定された者に<u>施工</u>させることができる。</p> <p>2 工事施行者は、<u>前条第2項に規定する通知（以下「助成金の交付決定」という。）において指定した期限（次条第2項に規定する通知により期限が変更された場合にあっては、当該期限）までに敷設工事又は修繕工事を完了しなければならない。</u></p> <p>（工事の変更）</p> <p>第8条 <u>工事施行者</u>が助成金の交付決定を受けた後に、<u>敷設工事</u>の内容又は工期を変更しようとする場合は、私道共同排水設備敷設工事変更承認申請書（<u>第7号様式</u>）により<u>申請し</u>、管理者の承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で管理者が認めたものについては、この限りでない。</p> <p><u>2 前項の規定により変更を承認したときは、私道共同排水設備敷設助成金交付決定変更通知書（第8号様式）により工事施行者に通知するものとする。</u></p> <p>（完了の届出等）</p> <p>第9条 工事施行者は、<u>敷設工事</u>が完了したときは、当該工事が完了した日から5日以内に私道共同排水設備敷設工事完了届（<u>第9号様式</u>）を管理者に提出しなければならない。</p>	<p>敷設助成金交付決定通知書（<u>第4号様式</u>）により<u>当該</u>工事施行者に通知するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>（工事の<u>施行</u>）</p> <p>第7条 工事施行者は、<u>当該共同排水設備工事を、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号）第6条第1項に規定する川崎市排水設備指定工事店に施行</u>させるものとする。ただし、工事の規模により<u>当該指定業者</u>が<u>施行</u>することが困難な場合には、川崎市競争入札参加者選定規程（昭和50年川崎市訓令第7号）第6条の規定により認定された<u>有資格業者</u>に<u>施行</u>させることができる。</p> <p>2 工事施行者は、<u>助成金交付決定の日から原則として3月以内に共同排水設備工事を完了しなければならない。</u></p> <p>（工事の変更）</p> <p>第8条 <u>工事施工者</u>が助成金交付決定を受けた後に、<u>工事</u>の内容又は工期を変更しようとする場合は、私道共同排水設備敷設工事変更承認申請書（<u>第5号様式</u>）により管理者の承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で管理者が認めたものについては、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>（完了の届出）</p> <p>第9条 工事施行者は、<u>共同排水設備工事</u>が完了したときは、当該工事が完了した日から5日以内に私道共同排水設備敷設工事完了届（<u>第6号様式</u>）を管理者に提出しなければならない。</p>

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>2 工事施行者は、修繕工事が完了したときは、当該工事が完了した日から5日以内に私道共同排水設備修繕工事完了報告書（第10号様式）を管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>（完了の検査）</p> <p>第10条 管理者は、前条第1項の工事完了届を受理したときは、速やかに工事完了検査を行うものとする。</p> <p>（助成金の交付等）</p> <p>第11条 管理者は、前条の規定による完了検査の結果、工事の内容が適正であると認めたときは、<u>予算の範囲内で</u>、第4条の規定により助成金の額を確定し、工事施行者に対して<u>助成金を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 管理者は、第9条第2項の工事完了報告書の提出を受けたときは、その報告に係る修繕工事の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を確定し、工事施行者に対して助成金を交付するものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により助成金を交付する場合は、私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付確定通知書（第11号様式）により工事施行者に通知するものとする。</u></p> <p>（助成金交付決定の取消し）</p> <p>第12条 管理者は、工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の<u>交付決定を取り消すことができる。</u></p> <p>（1）偽りその他不正の手段により助成金の<u>交付決定</u>を受けたとき。</p> <p>（2）管理者が付した条件又は管理者の指示に従わなかったとき。</p> <p><u>（3）第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる条件に適合しないとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定により助成金の交付決定及び第8条第2項に規定する通知を取り消すときは、私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付決定（変更）取消通知書（第12号様式）により工事施行者に通知するものとする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>（完了の検査）</p> <p>第10条 管理者は、前条の工事完了届を受理したときは、速やかに工事完了検査を行うものとする。</p> <p>（助成金の交付等）</p> <p>第11条 管理者は、前条の規定による完了検査の結果、工事の内容が適正であると認めたときは、第4条の規定により助成金の額を確定し、<u>当該</u>工事施行者に対し助成金を交付するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>2 前項の規定により助成金を交付する場合は、私道共同排水設備敷設助成金交付確定通知書（第7号様式）により当該工事施行者に通知するものとする。</u></p> <p>（助成金交付決定の取消し）</p> <p>第12条 管理者は、工事施行者が、<u>次の各号のいずれかに</u>該当するときは、助成金交付決定を取り消すことができる。</p> <p>（1）偽りその他不正の手段により助成金交付決定を受けたとき。</p> <p>（2）管理者が付した条件又は管理者の指示に従わなかったとき。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案	現行										
<p>(助成金の返還)</p> <p>第13条 管理者は、前条の規定により助成金の交付決定及び第8条第2項に規定する通知を取り消した場合において、既に工事施行者に助成金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。</p> <p>(共同排水設備の維持管理)</p> <p>第14条 工事施行者は、敷設し、又は修繕した共同排水設備について、当該排水設備の機能を損なわないよう適正に維持管理を行わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正前の要綱第5条に規定する申請がされた場合における助成金の交付については、なお従前の例による。</p>	<p>(助成金の返還)</p> <p>第13条 管理者は、前条の規定により助成金交付決定を取り消した場合において、既に工事施行者に助成金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。</p> <p>(共同排水設備の維持管理)</p> <p>第14条 工事施行者は、助成により敷設された共同排水設備について、当該設備の機能を損なわないよう適正に維持管理を行わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。</p>										
<p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="147 1061 1075 1393"> <tr> <td data-bbox="147 1061 459 1393">共同排水設備の施設</td> <td data-bbox="461 1061 1075 1393"> <p>(1) 私道排水管及び側溝</p> <p>(2) 私道ます及びマンホール</p> <p>(3) 私道取付管</p> <p>(4) 分流式の公共下水道の処理区域において、宅地内からの雨水を私道排水管に流入させるために宅地内最下流に設けるます</p> <p>(5) その他管理者が必要と認めるもの</p> </td> </tr> </table>	共同排水設備の施設	<p>(1) 私道排水管及び側溝</p> <p>(2) 私道ます及びマンホール</p> <p>(3) 私道取付管</p> <p>(4) 分流式の公共下水道の処理区域において、宅地内からの雨水を私道排水管に流入させるために宅地内最下流に設けるます</p> <p>(5) その他管理者が必要と認めるもの</p>	<p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1131 1061 2072 1393"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1131 1061 2072 1109">助成対象工事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1131 1110 2072 1158">1 私道内に設置する次の共同排水設備の施設で管理者が必要と認めるものの敷設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1160 1153 1348"></td> <td data-bbox="1155 1160 2072 1348"> <p>(1) 私道排水管及び側溝</p> <p>(2) 私道ます及びマンホール</p> <p>(3) 私道取付管</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1131 1350 2072 1393">2 前項の工事の施行に伴い必要となる設計、試験掘、ガス管又は水道管の移</td> </tr> </table>	助成対象工事		1 私道内に設置する次の共同排水設備の施設で管理者が必要と認めるものの敷設			<p>(1) 私道排水管及び側溝</p> <p>(2) 私道ます及びマンホール</p> <p>(3) 私道取付管</p>	2 前項の工事の施行に伴い必要となる設計、試験掘、ガス管又は水道管の移	
共同排水設備の施設	<p>(1) 私道排水管及び側溝</p> <p>(2) 私道ます及びマンホール</p> <p>(3) 私道取付管</p> <p>(4) 分流式の公共下水道の処理区域において、宅地内からの雨水を私道排水管に流入させるために宅地内最下流に設けるます</p> <p>(5) その他管理者が必要と認めるもの</p>										
助成対象工事											
1 私道内に設置する次の共同排水設備の施設で管理者が必要と認めるものの敷設											
	<p>(1) 私道排水管及び側溝</p> <p>(2) 私道ます及びマンホール</p> <p>(3) 私道取付管</p>										
2 前項の工事の施行に伴い必要となる設計、試験掘、ガス管又は水道管の移											

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案		現行
その他	<u>敷設工事に伴い必要となる設計、試験掘、ガス管又は水道管の移設又は切回し、仮設及び道路の復旧その他のもので管理者が必要と認めるもの</u>	<u>設又は切回し、仮設及び道路の復旧その他のもので管理者が必要と認めるもの</u> <u>3 分流式の公共下水道の処理区域内において、宅地内からの雨水を私道排水管に流入させるために宅地内最下流に設けるますで管理者が必要と認めるものの敷設</u>
<u>別表第2（第3条関係）</u>		<u>(新設)</u>
<u>共同排水設備の施設</u>	<u>(1) 私道ます又はマンホール相互の間を接続する私道排水管の一部の修繕</u> <u>(2) 私道ます（ただし、私道集水ますを除く。）及びマンホールの修繕（高さ調整、斜壁の取替、基礎の補強等を含む。）</u> <u>(3) 私道取付管の修繕</u> <u>(4) その他管理者が必要と認めるもの</u>	
その他	<u>修繕工事に伴い必要となる設計、試験掘、ガス管又は水道管の移設又は切回し、仮設及び道路の復旧その他のもので管理者が必要と認めるもの</u>	

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案					現 行																															
第1号様式（第5条関係）					第1号様式																															
合流 分流		受付年月日 年 月 日			決 裁 欄					合 流 分 流		受 付		平成 年 月 日		受付番号		第 号																		
		受付番号 () 第 号																																		
私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付申請書																																				
平成 年 月 日																																				
(あて先) 川崎市上下水道事業管理者																																				
川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。																																				
申 請 者 (代 表 者)		住 所 電話 () 氏名 印																																		
施 工 場 所		川崎市 区 から 川崎市 区 まで																																		
予 定 工 期		決定通知を受けた日から 日間																																		
工 事 費 額 (助成金対象額)		円																																		
工 事 施 行 業 者		所 在 地 商号又は名称 代 表 者 名 印 電 話 指 定 番 号																																		
排 水 設 備 工 事 責 任 技 術 者		登 録 番 号 氏 名																																		
備考																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>幅員</td> <td>m ~</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>延長 (汚水)</td> <td></td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>(雨水)</td> <td></td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>戸数</td> <td></td> <td>戸</td> </tr> </table>															幅員	m ~	m	延長 (汚水)		m	(雨水)		m	戸数		戸										
幅員	m ~	m																																		
延長 (汚水)		m																																		
(雨水)		m																																		
戸数		戸																																		
調査年月日					調査員氏名					印																										
注 太線枠内のみ申請者が記入してください。					整理番号		第			号																										
私道共同排水設備敷設助成金交付申請書																																				
平成 年 月 日																																				
(あて先) 川崎市上下水道事業管理者																																				
川崎市私道共同排水設備敷設助成金交付取扱要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。																																				
申 請 者 (代 表 者)		市 区 町 丁目 番 号 TEL () 氏名 印																																		
施 工 場 所		川崎市 区 町 丁目 番 号から 川崎市 区 町 丁目 番 号まで																																		
予 定 工 期		許可 (決定通知) を受けた日から 日間																																		
助成金申請額		円 工事施行業者名 TEL ()																																		
申請承認 決裁区分		担任		審査		係長		所長		部長		起案年月日		決裁年月日		通知年月日		交付予定額		円																
確 定 裁 決 区 分		担任		係長		課長		部長		担任		係長		課長		部長		起案年月日		決裁年月日		通知年月日		確 定 額		円										
備考																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>幅員</td> <td>m ~</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>延長 汚</td> <td></td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>雨</td> <td></td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>戸数</td> <td></td> <td>戸</td> </tr> </table>																									幅員	m ~	m	延長 汚		m	雨		m	戸数		戸
幅員	m ~	m																																		
延長 汚		m																																		
雨		m																																		
戸数		戸																																		
調査年月日										調査員氏名					印																					
注 太線枠内のみ申請者が記入してください。										整理番号		第			号																					

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案

現行

第2号様式(第5条関係)

申請者氏名 _____
 作成者 商号又は名称 _____
 代表者名 _____ 印

私道共同排水設備敷設工事設計書

番号	種別	形状寸法	単価	設計		変更		精算	
				数量	金額	数量	金額	数量	金額
(1)	汚	排水管	内径 mm						
		排水管	内径 mm						
		排水管	内径 mm						
		排水管	内径 mm						
		排水管	内径 mm						
	水	取付管	内径 mm	m		m		m	
		取付管	内径 mm						
		取付管	内径 mm						
		継手類		個		個		個	
		マンホール	内径 cm	箇所		箇所		箇所	
(2)	雨	排水管及	内径 mm	m		m		m	
		排水管及	内径 mm						
		排水管及	内径 mm						
		排水管及	内径 mm						
		排水管及	内径 mm						
	水	取付管	内径 mm	m		m		m	
		取付管	内径 mm						
		取付管	内径 mm						
		継手類							
		マンホール	内径 cm	箇所		箇所		箇所	
(3)	その他	切廻工							
		仮設工							
		道路復旧工	砂利道	m ²		m ²		m ²	
		道路復旧工	舗装道	m ²		m ²		m ²	
		調査工	試験掘	箇所		箇所		箇所	
	工事費計(助成金対象額)								
	(1)～(3)の合計								
	消費税額及び地方消費税相当額(1)～(3)の合計×税率)								
	ガス管切廻工(1式)								
	* 助成金額				決定額	変更額	確定額		

* 印欄は記入しないでください。

申請者氏名 _____
 作成者氏名 _____ 印

私道共同排水設備敷設工事設計書

番号	種別	形状寸法	単価	設計		変更		精算	
				数量	金額	数量	金額	数量	金額
(1)	汚	排水管	内径 mm		m		m		m
		排水管	内径 mm						
		排水管	内径 mm						
		排水管	内径 mm						
		排水管	内径 mm						
	水	取付管	内径 mm	m		m		m	
		取付管	内径 mm						
		取付管	内径 mm						
		継手類		個		個		個	
		マンホール	内径 cm	箇所		箇所		箇所	
(2)	雨	排水管及	内径 mm	m		m		m	
		排水管及	内径 mm						
		排水管及	内径 mm						
		排水管及	内径 mm						
		排水管及	内径 mm						
	水	取付管	内径 mm	m		m		m	
		取付管	内径 mm						
		取付管	内径 mm						
		継手類							
		マンホール	内径 cm	箇所		箇所		箇所	
(3)	その他	切廻工							
		仮設工							
		道路復旧工	砂利道	m ²		m ²		m ²	
		道路復旧工	舗装道	m ²		m ²		m ²	
		調査工	試験掘	箇所		箇所		箇所	
	工事費計(助成金対象額)								
	(1)～(3)の合計								
	消費税額及び地方消費税相当額(1)～(3)の合計×税率)								
	ガス管切廻工(1式)								
	* 助成金額				決定額	変更額	確定額		

* 印欄は記入しないでください。

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p>第3号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: right;"> 年 月 日 </div> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>（宛先）川崎市上下水道事業管理者</p> <p>私たちは、私道共同排水設備敷設・修繕の助成金の交付を受け、共同排水設備を敷設し、又は修繕するに当たり、次の事項を確実に守ることを連署のうえ誓約します。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事は、川崎市上下水道局が定める川崎市排水設備技術基準に基づき施行します。</p> <p><input type="checkbox"/> 共同排水設備を敷設し、又は修繕する私道に関する権利関係の紛争については、申請者と権利者において解決します。また、工事に起因する紛争、事故等が生じた場合は、申請者と工事施行業者の責任において解決します。</p> <p><input type="checkbox"/> 共同排水設備の敷設工事完了後は、直ちに水洗便所に改造し、又は浄化槽を廃止します。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施行後の共同排水設備の維持管理、補修及び私たちの都合による敷設替えについては、原則として全て私たちの費用負担で行います。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者以外の者がこの共同排水設備への接続を申し出た場合は、これを承諾します。</p> <p><input type="checkbox"/> 川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱を遵守し、これに違反したときは助成金の交付決定の取消しを受けても、異議は申立てません。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">委任状</p> <p>私は、この度 市 区 の を代理人と定め、次の所在地において共同排水設備を敷設すること又は修繕すること、及びこれに係る助成金の申請その他これに付随する手続きについて、一切の権限を委任します。</p> <p>川崎市 区 から 川崎市 区 まで</p> <p>注1 申請者とは、この工事完了後、設備を利用する全ての者（建築物所有者及びその所有者の承諾を得た建築物使用者）でなければなりません。</p> <p>2 必ず自署・押印してください。</p>	<p>第3号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: right;"> ____年 ____月 ____日 </div> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>（あて先）川崎市上下水道事業管理者</p> <p>私たちは、私道共同排水設備敷設助成金の交付を受け共同排水設備を設けるに当たり、次の事項を確実に守ることを連署のうえ誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事の施行は、上下水道局が定めた川崎市私道共同排水設備設計基準に基づき施工いたします。 2 共同排水設備を設置する私道に関する権利関係の紛争については、当該申請者と権利者において解決し、また工事に起因する紛争、事故を生じた場合は、当該申請者と工事施行業者の責任において解決いたします。 3 設置後の共同排水設備の維持管理、補修及び私たちの都合による設置替については、すべて私たちの費用負担で行います。 4 この工事完了後、ただちに水洗便所に改造又は浄化槽を廃止いたします。 5 設置した共同排水設備に申請者以外の者が共同排水設備の接続を申し出た場合、これを承諾いたします。 6 川崎市私道共同排水設備敷設助成金交付取扱要綱を遵守し、これに違反したときは助成金交付決定の取消しを受けても異議の申立てはいたしません。 <hr/> <p style="text-align: center;">委任状</p> <p>私は、このたび 市 区 町 丁目 番 号 を 代理人と定め、次の権限を委任します。</p> <p>川崎市 区 町 丁目 番 号 から 川崎市 区 町 丁目 番 号 まで の私道共同排水設備敷設に関する一切の権限</p> <p>注1 申請者とは、本件工事完了後、設備を利用する建築物所有者又は建築物所有者の承諾を得た建築物使用者をいう。</p> <p>2 必ず自署・押印してください。</p>

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案

現行

第4号様式(第5条関係)

申請者(代表者) 氏 名
 見積作成者 商号又は名称
 代表者名 印

私道共同排水設備修繕工事見積書

(単位 円)

工 種	種 別	形 状 寸 法	単 価	見 積		審 査		
				数 量	金 額	適 否	金 額	
(1) 汚 水 合 流 工	排 水 管 補 修 工	撤去・新設	内径	mm	m			
		撤去・新設	内径	mm	m			
	取 付 管 補 修 工	撤去・新設	内径	mm	箇所			
		撤去・新設	内径	mm	箇所			
	マンホール 及び各種ます 補 修 工	躯体補修工	内径	c m	箇所			
			内径	c m	箇所			
		高さ調整工	内径	c m	箇所			
			内径	c m	箇所			
		蓋取替工	内径	c m	箇所			
		目地補修工			箇所			
管口補修工			箇所					
ます口接続工			箇所					
(1) 汚水(合流) 計								
(2) 雨 水 工	排 水 管 補 修 工	撤去・新設	内径	mm	m			
		撤去・新設	内径	mm	m			
	取 付 管 補 修 工	撤去・新設	内径	mm	箇所			
		撤去・新設	内径	mm	箇所			
	マンホール 及び各種ます 補 修 工	躯体補修工	内径	c m	箇所			
			内径	c m	箇所			
		高さ調整工	内径	c m	箇所			
			内径	c m	箇所			
		蓋取替工	内径	c m	箇所			
		目地補修工			箇所			
管口補修工			箇所					
ます口接続工			箇所					
(2) 雨水 計								
(3) そ の 他	切 断 工	給水管			m			
		土留工			式			
	仮 設 工	水替工				式		
	道路復旧工	舗装厚	c m		m ²			
調 査 工	試験掘工				式			
(3) その他 計								
(1)～(3)の合計								
消費税額及び地方消費税相当額((1)～(3)の合計×税率)								
その他税込価格の工種		ガ ス 管 切 断 工			式			
工 事 費 計 (助 成 金 対 象 額)					式			
助 成 金 額								

※ 太枠線内のみを記入してください。

(新設)

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p>第5号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">川 第 号</p> <p>申請者 住所 (代表者) 氏名様</p> <p style="text-align: center;">私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付け私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付申請について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <p>認定工事費 円</p> <p>助成金交付予定額 円</p> <p>工事完了期限 年 月 日まで</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">川崎市上下水道事業管理者</p> <p>助成金交付の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 敷設工事においては、工事完了後5日以内に工事完了届（第9号様式）を上下水道事業管理者に提出して上下水道局の検査を受けること。 修繕工事においては、工事完了後5日以内に工事完了報告書（第10号様式）を上下水道事業管理者に提出して上下水道局の審査を受けること。 敷設工事において、工事に変更があった場合は、変更承認申請書（第7号様式）を提出すること。 工事完了期限までに工事を完了すること。 <p>(注1) 敷設工事については工事完了後の上下水道局の検査に合格してから、修繕工事については完了報告後の上下水道局の審査の適合を受けてから交付確定通知書を送付します。</p> <p>(注2) この交付決定通知書は、概算予定額のため、精算の時に金額の差が生ずる場合があります。</p>	<p>第4号様式</p> <p style="text-align: right;">川崎市上下水道局指令下第 号</p> <p>申請者 住所 (代表者) 氏名様</p> <p style="text-align: center;">私道共同排水設備敷設助成金交付決定通知書</p> <p>平成 年 月 日付けの私道共同排水設備敷設助成金交付申請について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <p>認定工事費 円</p> <p>助成金交付予定額 円</p> <p>工事完了期限 平成 年 月 日まで</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">川崎市上下水道事業管理者</p> <p>助成金交付の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事完了後5日以内に工事完了届を上下水道事業管理者に提出して上下水道局の検査を受けること。 工事に変更があった場合には、変更承認申請書を提出すること。 <p>(注1) 上下水道局の検査に合格してから交付確定通知書を送付します。</p> <p>(注2) この交付決定通知書は、概算予定額のため精算の時に金額の差が生ずる場合があります。</p>

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p>第6号様式（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">川 第 号</p> <p>.....様</p> <p style="text-align: center;">私道共同排水設備敷設・修繕助成金不交付決定通知書</p> <p>年 月 日付で申請がありました私道共同排水設備敷設・修繕助成金については、審査の結果、.....の理由で交付しないことに決定しましたので、私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第6条の規定に基づき通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">川崎市上下水道事業管理者</p> </div>	<p style="color: red; text-decoration: underline;">(新設)</p>

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改 正 案	現 行																																																
<p>第7号様式（第8条関係）</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 150px;">決 裁 欄</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">私道共同排水設備敷設工事変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）川崎市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所.....</p> <p style="text-align: right;">（代表者）氏名.....印..</p> <p>年 月 日付け 川 第 号で助成金交付決定通知がありま した私道共同排水設備敷設工事について、川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付 取扱要綱第8条の規定に基づき、次のとおり変更したいので申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">施工場所</td> <td style="width:60%;">川崎市 区 から 川崎市 区 まで</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事完了期限</td> <td>変更前</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>工事変更内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事金額</td> <td>変更前</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>変更理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工事施工業者 住所・代表者名</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">印</td> </tr> </table> </div>	施工場所	川崎市 区 から 川崎市 区 まで		工事完了期限	変更前	年 月 日	変更後	年 月 日	工事変更内容			工事金額	変更前	円	変更後	円	変更理由			工事施工業者 住所・代表者名	印		<p>第5号様式</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:25%;"></td> <td style="width:25%; text-align: center;">担任</td> <td style="width:25%; text-align: center;">審査</td> <td style="width:25%; text-align: center;">係長</td> <td style="width:25%; text-align: center;">所長</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">私道共同排水設備敷設工事変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>（あて先）川崎市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所.....</p> <p style="text-align: right;">（代表者）氏名.....印..</p> <p>川崎市 区 町 丁目 番 号から川崎市 区 町 丁目 番 号までの私道共同排水設備敷設工事について、 川崎市私道共同排水設備敷設助成金交付取扱要綱第8条の規定に基づき次の とおり変更したいので申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">決定年月日及び 番 号</td> <td style="width:80%;">平成 年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事完了 期 限</td> <td>変更前</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>工事 変 更 内 容</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事金額</td> <td>変更前</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>変 更 理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工 事 施 行 業 者 住 所 ・ 代 表 者 名</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">印</td> </tr> </table> </div>		担任	審査	係長	所長	決定年月日及び 番 号	平成 年 月 日 第 号	工事完了 期 限	変更前	平成 年 月 日	変更後	平成 年 月 日	工事 変 更 内 容			工事金額	変更前	円	変更後	円	変 更 理 由			工 事 施 行 業 者 住 所 ・ 代 表 者 名	印	
施工場所	川崎市 区 から 川崎市 区 まで																																																
工事完了期限	変更前	年 月 日																																															
	変更後	年 月 日																																															
工事変更内容																																																	
工事金額	変更前	円																																															
	変更後	円																																															
変更理由																																																	
工事施工業者 住所・代表者名	印																																																
	担任	審査	係長	所長																																													
決定年月日及び 番 号	平成 年 月 日 第 号																																																
工事完了 期 限	変更前	平成 年 月 日																																															
	変更後	平成 年 月 日																																															
工事 変 更 内 容																																																	
工事金額	変更前	円																																															
	変更後	円																																															
変 更 理 由																																																	
工 事 施 行 業 者 住 所 ・ 代 表 者 名	印																																																

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案	現行																		
<p>第8号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">川 第 号</p> <p>申請者 住所 (代表者) 氏名様</p> <p style="text-align: center;">私道共同排水設備敷設助成金交付決定変更通知書</p> <p>年 月 日付け私道共同排水設備敷設工事変更承認申請について、審査の結果、次のとおり変更を決定しましたので通知します。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">認定工事費</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(変更前)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>助成金交付予定額</td> <td style="text-align: center;">(変更前)</td> <td style="text-align: right;">円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>工事完了期限</td> <td style="text-align: center;">(変更前)</td> <td style="text-align: right;">年 月 日まで)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">年 月 日まで</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">川崎市上下水道事業管理者</p> <p>助成金交付の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事完了後5日以内に工事完了届（第9号様式）を上下水道事業管理者に提出すること。 2 工事に変更があった場合には、変更承認申請書（第7号様式）を提出すること。 3 工事完了期限までに工事を完了すること。 <p>(注1) 工事完了後、上下水道局の検査に合格してから交付確定通知書を送付します。 (注2) この交付変更決定通知書は、概算予定額のため、精算の時に金額の差が生ずる場合があります。</p>	認定工事費	(変更前)	円)			円	助成金交付予定額	(変更前)	円)			円	工事完了期限	(変更前)	年 月 日まで)			年 月 日まで	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>
認定工事費	(変更前)	円)																	
		円																	
助成金交付予定額	(変更前)	円)																	
		円																	
工事完了期限	(変更前)	年 月 日まで)																	
		年 月 日まで																	

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改 正 案	現 行																																													
<p style="text-align: center;">第9号様式（第9条関係）</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 150px;">決 裁 欄</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">私道共同排水設備敷設工事完了届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 _____ (代表者) 氏名 _____ 印</p> <p>川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第9条の規定に基づき、次のとおり工事が完了したのでお届けします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:15%;">決 定 年 月 日</td> <td style="width:25%;">年 月 日</td> <td style="width:15%;">決 定 番 号</td> <td style="width:45%;">川 第 号</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:15%;">施 工 場 所</td> <td style="width:25%;">川崎市 区</td> <td style="width:15%;">から</td> <td style="width:45%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>川崎市 区</td> <td>まで</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:10%;">工 事 期 間</td> <td style="width:10%;">着 手</td> <td style="width:20%;">年 月 日</td> <td style="width:60%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>完 了</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:15%;">工 事 施 行 業 者 住 所 ・ 代 表 者 名</td> <td style="width:85%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">工 事 完 了 検 査 報 告 書</p> <p>上記の工事について、検査の結果完了したことを確認しました。</p> <p style="text-align: right;">完了・手直・検査 年 月 日 検 査 員 _____ 印 立 会 人 _____ 印 地元立会人 _____ 印</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(注) この届は、次の書類を添付の上で、工事完了後5日以内に提出すること。 添付書類：工事費精算書、出来形図、完成図、工事写真</p> </div>	決 定 年 月 日	年 月 日	決 定 番 号	川 第 号	施 工 場 所	川崎市 区	から			川崎市 区	まで		工 事 期 間	着 手	年 月 日			完 了	年 月 日		工 事 施 行 業 者 住 所 ・ 代 表 者 名		<p style="text-align: center;">第6号様式</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:15%;">担任</td> <td style="width:15%;">審査</td> <td style="width:15%;">係長</td> <td style="width:15%;">課長</td> <td style="width:15%;">所長</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">私道共同排水設備敷設工事完了届</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(あて先) 川崎市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 _____ (代表者) 氏名 _____ 印</p> <p>川崎市私道共同排水設備敷設助成金交付取扱要綱第9条の規定により次のとおり工事が完了したのでお届けします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:15%;">決 定 年 月 日</td> <td style="width:25%;">平成 年 月 日</td> <td style="width:15%;">決 定 番 号</td> <td style="width:45%;">第 号</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:15%;">施 行 場 所</td> <td style="width:25%;">川崎市 区</td> <td style="width:15%;">町 丁目</td> <td style="width:45%;">番 号から</td> </tr> <tr> <td></td> <td>川崎市 区</td> <td>町 丁目</td> <td>番 号まで</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:10%;">工 事 期 間</td> <td style="width:10%;">着 手</td> <td style="width:20%;">平成 年 月 日</td> <td style="width:60%;">完了 平成 年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width:15%;">工 事 施 行 業 者 住 所 ・ 代 表 者 名</td> <td style="width:85%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">工 事 完 了 検 査 報 告 書</p> <p>上記の工事について、検査の結果完了したことを確認しました。</p> <p style="text-align: right;">完了・手直・検査 平成 年 月 日 検 査 員 _____ 印 立 会 人 _____ 印 地元立会人 _____ 印</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">添付書類 精算書 (注) この届は工事完了後5日以内とし、出来形図、完成図、工事写真を提出すること。</p> </div>	担任	審査	係長	課長	所長	決 定 年 月 日	平成 年 月 日	決 定 番 号	第 号	施 行 場 所	川崎市 区	町 丁目	番 号から		川崎市 区	町 丁目	番 号まで	工 事 期 間	着 手	平成 年 月 日	完了 平成 年 月 日	工 事 施 行 業 者 住 所 ・ 代 表 者 名	
決 定 年 月 日	年 月 日	決 定 番 号	川 第 号																																											
施 工 場 所	川崎市 区	から																																												
	川崎市 区	まで																																												
工 事 期 間	着 手	年 月 日																																												
	完 了	年 月 日																																												
工 事 施 行 業 者 住 所 ・ 代 表 者 名																																														
担任	審査	係長	課長	所長																																										
決 定 年 月 日	平成 年 月 日	決 定 番 号	第 号																																											
施 行 場 所	川崎市 区	町 丁目	番 号から																																											
	川崎市 区	町 丁目	番 号まで																																											
工 事 期 間	着 手	平成 年 月 日	完了 平成 年 月 日																																											
工 事 施 行 業 者 住 所 ・ 代 表 者 名																																														

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案	現行																			
<p>第10号様式（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 200px; text-align: center;">決 裁 欄</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 300px;"> <p style="text-align: center;">私道共同排水設備修繕工事完了報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 _____</p> <p style="text-align: center;">(代表者) 氏名 _____ 印 _____</p> <p>川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第9条の規定に基づき、次のとおり私道共同排水設備修繕工事が完了したので報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">決 定 番 号</td> <td style="width: 30%;">年 月 日 付 け</td> <td style="width: 15%;">川 第 号</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施 工 場 所</td> <td>川崎市 区</td> <td></td> <td>から</td> </tr> <tr> <td>川崎市 区</td> <td></td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 行 業 者 住 所 ・ 代 表 者 名</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>完 了 年 月 日</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(注) この報告書は、次の書類を添付の上で、工事完了後5日以内に提出すること。 添付書類：完成図（変更平面図）、完成写真、工事施工業者との工事請負契約書（写し）、領収書</p> </div>	決 定 番 号	年 月 日 付 け	川 第 号		施 工 場 所	川崎市 区		から	川崎市 区		まで	工 事 施 行 業 者 住 所 ・ 代 表 者 名			印	完 了 年 月 日				<p style="color: red; text-decoration: underline;">(新設)</p>
決 定 番 号	年 月 日 付 け	川 第 号																		
施 工 場 所	川崎市 区		から																	
	川崎市 区		まで																	
工 事 施 行 業 者 住 所 ・ 代 表 者 名			印																	
完 了 年 月 日																				

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p>第12号様式（第12条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">川 第 号</p> <p>.....様</p> <p style="text-align: center;">私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付決定（変更）取消通知書</p> <p>年 月 日付け 川 第 号で決定（変更）した私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付については、川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第12条の規定に基づき、取り消したことを通知します。</p> <p>1 施 工 場 所 川崎市 区 から 川崎市 区 まで</p> <p>2 決 定 取 消 年 月 日 年 月 日</p> <p>3 決 定 を 取 り 消 す 理 由</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">川崎市上下水道事業管理者</p> </div>	<p style="color: red; text-decoration: underline;">(新設)</p>